

固定資産をお持ちの方は、その資産について固定資産課税台帳を閲覧する代わりに、同一の内容が記載されている「名寄帳」を取得できます。また、土地や家屋を有償で借りている方なども、該当物件について固定資産課税台帳を閲覧する代わりに、「固定資産課税台帳（登録事項）証明書」を取得できます。

期 日 令和6年4月1日(月)から 土・日曜日、祝日は除く
 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 場所 甲府市役所 3階 資産税課
 手数料 1通300円 (ただし、下表の①、②、③の方は 4/1～4/30 縦覧期間中のみ無料となります)
 対象者 下表のとおり (ただし、①～③の方と④～⑦の方は、取得できる書類が異なります)

閲覧を申請できる方		申請に必要なもの	
名寄帳 を取得 できます	① 令和6年1月1日現在、甲府市内に固定資産を所有している方	I	・運転免許証など本人確認ができるもの ※所有者が法人の場合は、さらに、申請書に社印の押印が必要です
	② ①の相続人の方	II	・所有者の死亡及び相続関係がわかる戸籍等(コピー可) ・運転免許証など本人確認ができるもの
	③ ① ②から委任されている方	III	・①②の方からの委任状 ・運転免許証など本人確認ができるもの ※②の方から委任されている場合は、所有者の死亡及び相続関係がわかる戸籍等(コピー可)も必要です
固定資産課税台帳(登録事項)証明書 を取得 できます	④ 甲府市内の土地や家屋を有償で借りている方	IV	・賃貸借契約書または登記事項証明書(登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方)(コピー可) ・運転免許証など本人確認ができるもの
	⑤ ④の相続人の方	V	・賃借人の死亡及び相続関係がわかる戸籍等(コピー可) ・IVの賃貸借契約書または登記事項証明書 ・運転免許証など本人確認ができるもの
	⑥ ④ ⑤から委任されている方	VI	・④⑤の方からの委任状 ・IVの賃貸借契約書または登記事項証明書 ・運転免許証など本人確認ができるもの ※⑤の方から委任されている場合は、賃借人の死亡及び相続関係がわかる戸籍等(コピー可)も必要です
	⑦ 固定資産を処分する権利を持つ方 ・所有者(1月2日以降に所有権を得た方) ・破産法第74条規定の破産管財人、第91条第2項規定の保全管理人 ・会社更生法第30条第2項規定の保全管理人、第42条第1項規定の管財人 ・預金保険法第77条第2項規定の金融整理管財人、第126条の5第1項規定の特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構 ・農水産業協同組合貯金保険法第85条第2項規定の管理人 ・保険業法第242条第2項規定の保険管理人 ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第11条第2項規定の金融整理管財人 ・民事再生法第64条第2項規定の管財人、第79条第2項規定の保全管理人 ・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第32条第2項規定の承認管財人、第51条第2項規定の保全管理人	VII	・運転免許証など本人確認ができるもの ・登記事項証明書等 ※裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿の登記事項証明書など権利を示す関係書類が必要です

★ **注意事項** ★ 委任状などの偽造によるトラブル防止のため、委任された方に確認をとらせていただく場合もありますのでご協力をお願いします。

＜問い合わせ先＞ 甲府市役所 資産税課 (証明係 電話 055-237-5429)
 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号